

添付法令資料 4 :

セルラー・モバイル・ネットワークにおけるコンテンツ提供サービスの運営に関する
2017年1月24日付インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.9 (目次)
同年2月7日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 範囲及び目的 (第2条ないし第4条)
- 第3章 運営
 - 第1節 運営者 (第5条及び第6条)
 - 第2節 提携 (第7条及び第8条)
 - 第3節 責任分担 (第9条)
 - 第4節 サービス・コンタクト・センター (第10条)
- 第4章 コンテンツ
 - 第1節 コンテンツの掲載 (第11条)
 - 第2節 コンテンツの取得 (第12条)
- 第5章 景品付コンテンツ
 - 第1節 景品付コンテンツの提供 (第13条)
 - 第2節 景品付無料くじ (第14条)
- 第6章 セルラー・モバイル・ネットワークにおけるコンテンツ提供サービス運営のメカニズム
 - 第1節 メカニズムの種類 (第15条)
 - 第2節 料金及び課金 (第16条)
 - 第3節 有料定期購読メカニズム (第17条)
 - 第4節 無料定期購読メカニズム (第18条)
 - 第5節 有料不定期購読メカニズム (第19条)
 - 第6節 無料不定期購読メカニズム (第20条)
- 第7章 複数の対象に対するコンテンツの提供 (第21条及び第22条)
- 第8章 利用者の保護 (第23条)
- 第9章 アクセスナンバー (第24条)
- 第10章 許可 (第25条ないし第29条)
- 第11章 オペレーション適性試験実施手続 (第30条及び第31条)
- 第12章 テレコミュニケーション・ライセンス料及びユニバーサル・サービス義務 (第32条)
- 第13章 データ保存 (第33条)
- 第14章 損害賠償 (第34条及び第35条)
- 第15章 紛争解決 (第36条)
- 第16章 監督及び管理 (第37条ないし第39条)
- 第17章 行政処分 (第40条及び第41条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所